

イノベ応援団訪問事業実施要領（新）

1. 目的

イノベ応援団ビジネス支援事業の活性化の一環として、会員企業の抱える経営、技術、人材及び資金調達等の課題に対するビジネスレベルでの支援を積極的に行うための会員企業のニーズ発掘と会員企業とイノベ応援団員（以下「応援団員」という。）の更なる信頼関係構築を目的にイノベ応援団訪問事業を実施する。

2. 実施期間

実施期間は応援団員の委嘱期間とする。

3. 応援団員の業務及び活用

応援団員は、自己の専門分野に照らし、会員企業の中から訪問を希望する企業を選定し、SIIQ事務局へ報告する。SIIQ事務局は、選定された会員企業（以下「訪問先企業」という。）への支援効果が期待できる状況であると判断される場合に応援団員の訪問を認める。

この場合、訪問に必要な訪問先企業との調整等はSIIQ事務局が行う。

また、会員企業等からの要望依頼があり、支援効果が期待できる場合にも応援団員の訪問をSIIQ事務局が認める。

4. 結果報告

応援団員は、訪問結果を「イノベ応援団支援事業実施報告書」によりSIIQ事務局へ報告する。

SIIQ事務局は、当該報告をもとに会員ニーズの整理を行い、直近のビジネス創出部会において報告する。

5. 報酬等

九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会は、九州地域産業活性化センターの規程に則して旅費を支払う。ただし、同一案件につき2回目以降の訪問を行う場合の旅費等は、訪問先企業の負担とする。

6. 守秘義務

応援団員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

応援団員は、業務上知り得た秘密を厳守するため、必要に応じて誓約書の提出又は当該会員との間における秘密保持契約の締結その他の必要な措置を講じる。

7. その他

本事業の企画及び総合調整は、ビジネス創出部会において行い、その事務は九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会事務局において処理する。

附則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附則

この要領は、平成24年9月12日から施行する。